

17年国勢調査の実施上の問題と課題

調査実施環境面の問題

(問題の状況)

(背景)

(検討課題)

1 調査員が世帯に会えない

- ・一人住まいの世帯や共働き世帯では、朝早く出かけ、夜遅く帰ってくることが多く、面接ができない
- ・オートロックマンションでは、インターフォンで呼び出しても応答がなく、何度行っても面接できない
- ・一人暮らしの女性など、警戒心からか、チャイムを鳴らしても出てくれない

- ・単身世帯・共働き世帯の増加など世帯構成の変化
- ・オートロックマンションの増加など居住環境の変化
- ・訪問者への警戒心や防犯意識の高まり

- 不在等の世帯に対する調査票の配布・提出方法の検討
- マンションの調査に適した調査方法や調査環境の整備
- 行政情報の活用
- 調査員と世帯との連絡方法の改善等

2 世帯に会えても協力してくれない

- ・個人情報を提供すると、悪用される心配がある
- ・封入提出しても、調査員が絶対に開封しないかどうか不安である
- ・調査票詐取の報道から、正規の調査員であるかどうか信用できない
- ・調査の必要性が理解できない
- ・調査員が世帯名簿作成のため、世帯に男女別人員を聞くことへの苦情の増加

- ・個人情報保護意識の高まり
- ・振り込め詐欺などへの防犯意識の高まり
- ・調査員に対する不信
- ・調査への理解不足

- 調査における個人情報保護対策の一層の強化
- 調査員への信頼感の確保
- 国勢調査の意義等についての広報の強化
- 世帯名簿の作成方法の見直し等

3 聞き取り調査ができない

- ・マンションなどでは、隣人について知らない者が多く、聞き取り調査ができない
- ・マンションの管理人や管理会社が個人情報保護法を正確に理解しておらず、空き室や空き家の状況を教えてくれない。
- ・管理人や管理会社が、居住者の情報を提供するには、住民やマンション管理組合の了解が必要

- ・個人情報保護意識の高まり
- ・個人情報保護法の誤解
- ・調査への理解不足

- マンションの調査に適した調査方法や調査環境の整備
- 行政情報の活用による調査の効率化
- 個人情報保護法にかかる正しい理解の普及
- 管理会社の協力確保 等

調査事項の問題

4 調査事項の記入に対する抵抗感

- ・「勤め先・業主などの名称」を書くことに抵抗感がある。
- ・「氏名」等を書く必要性が理解できない
- ・住んでいる世帯でさえ「床面積の合計」が分からない
- ・「事業の内容」や「仕事の内容」の書き方が分からない

- ・個人情報保護意識の高まり
- ・情報を狙う犯罪の増加
- ・調査事項への理解の不足

- 抵抗感の強い調査項目の必要性や記入方法の検討
- 一部の人を対象とするロングフォーム(サンプル調査)導入の可否の検討
- 個人情報保護措置の徹底 等

調査員の問題

5 調査員への苦情や調査員と世帯のトラブルの増加

- ・調査票が配布されていない、調査員が約束の日に来ない、収集期日前に回収しようとした、封入した封筒を開封したなどの苦情
- ・調査員がドアを叩く、勝手に開ける、大声で名前を呼ぶなどによる苦情やトラブルの発生
- ・調査員の説明不十分による苦情の発生
- ・調査員が連絡メモに連絡先を書かないため、世帯と連絡が取れない

- ・調査員の研修が不十分
- ・一部の調査員の訪問マナーの不足
- ・世帯のプライバシー意識の高まり

- 調査票の配布・提出方法の検討
- 調査員の研修や指導の充実
- 調査員と世帯との連絡方法の改善 等

6 調査員確保の困難化

- ・多くの調査員の確保を、町内会や自治会に依存している現状
- ・町内会や自治会に調査員の選考を依頼しても、予定した人数を確保できず、また公募しても人が集まらない
- ・調査困難を背景とする調査員の辞退や、ストレスから調査票を燃やしてしまう事件などの発生
- ・次回からは、調査員の推薦はしないとする町内会や自治会の増加

- ・自治会に参加しない世帯の増加
- ・自治会役員の高齢化
- ・自治会からの推薦も困難な地域の増加
- ・マンション増加等に伴う調査の困難の増大

- 調査員の少数化(受け持ち世帯数の増加)
- IT化などによる調査員業務の効率化
- 調査員の確保・研修の新たな仕組みの検討 等

その他の問題

7 調査員を騙って調査票を詐取する事件等

- ・調査員を騙って調査票を詐取する事件が、全国で120件程度発生
- ・調査員を騙って金銭を要求したり、情報を聞き出そうとする事件が発生
- ・鍵のかからない郵便受け等を受け渡し場所にしたことによる調査票の紛失事件の発生

- ・情報を狙う犯罪の増加
- ・世帯の警戒心の高まり(このため、調査員を騙って隙を狙う)
- ・不在の場合、調査票受け渡し場所がない

- 調査票の配布・提出方法の再検討
- 調査員の身分証明の強化
- いわゆる「かたり」対策の強化等

8 封入提出の扱い

- ・調査当初、一部の自治体で、封筒を配らない、調査員が封入した調査票を開封するなどによる世帯とのトラブルが発生

- ・都市部と農村部など、地域によって調査環境に差
- ・封入提出が増加すると市町村の審査事務が増大
- ・プライバシー意識の高まり

- 調査票の配布・回収方法の再検討
- 封入提出された調査票の審査体制の充実
- 調査における個人情報保護対策の一層の強化 等

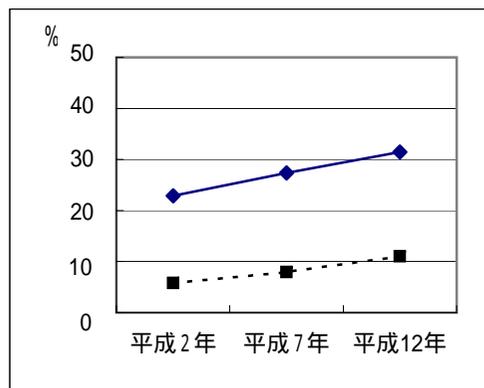
単身者世帯及び中高層住宅に住む世帯の推移（平成2年～12年）

単位：千世帯

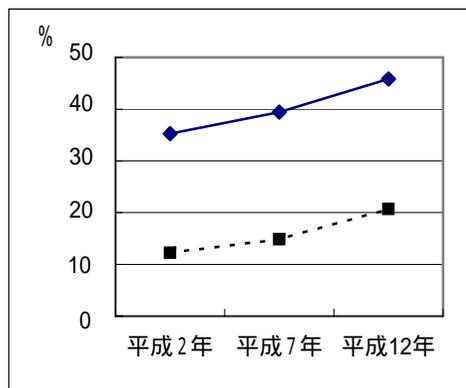
	全 世 帯			単 身 者 世 帯			中高層住宅に住む世帯		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年
全 国	41,036 (100.0)	44,108 (100.0)	47,063 (100.0)	9,390 (22.9)	11,239 (27.4)	12,911 (31.5)	2,369 (5.8)	3,268 (8.0)	4,540 (11.1)
東京都	4,785 (100.0)	4,998 (100.0)	5,424 (100.0)	1,687 (35.3)	1,888 (39.5)	2,194 (45.9)	587 (12.3)	712 (14.9)	990 (20.7)
三重県	546 (100.0)	597 (100.0)	637 (100.0)	95 (17.4)	120 (22.0)	138 (25.3)	5 (0.9)	9 (1.6)	13 (2.4)
鳥取県	180 (100.0)	189 (100.0)	201 (100.0)	31 (17.2)	37 (20.6)	45 (25.0)	1 (0.6)	2 (1.1)	3 (1.7)

注1：中高層住宅とは、6階建て以上の共同住宅をいう。
 注2：（ ）内の数字は、全世帯数に対する百分率を表す。

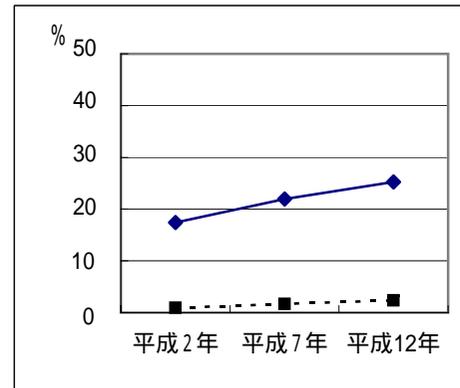
全 国



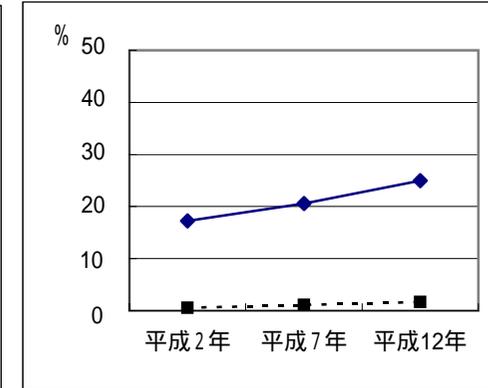
東京都



三重県



鳥取県

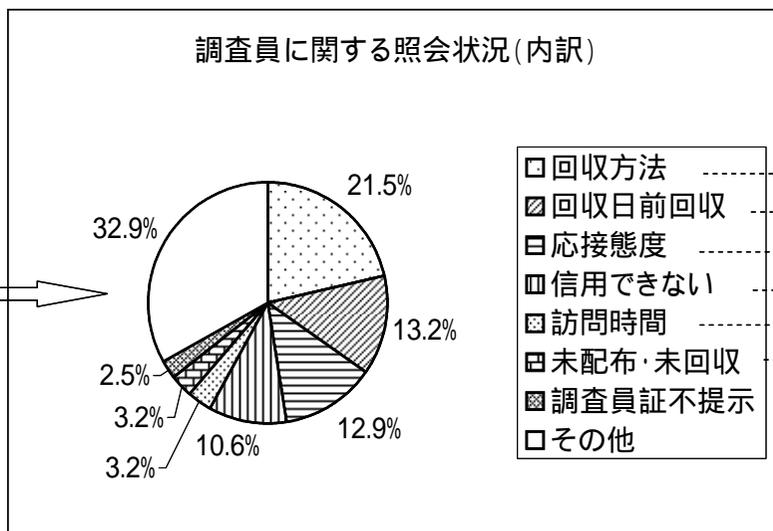
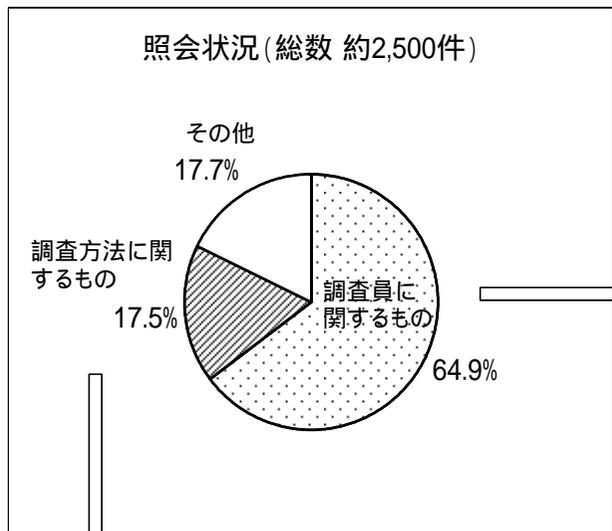


実線：単身者世帯
 点線：中高層住宅に住む世帯

平成17年国勢調査に関する世帯等からの照会状況について

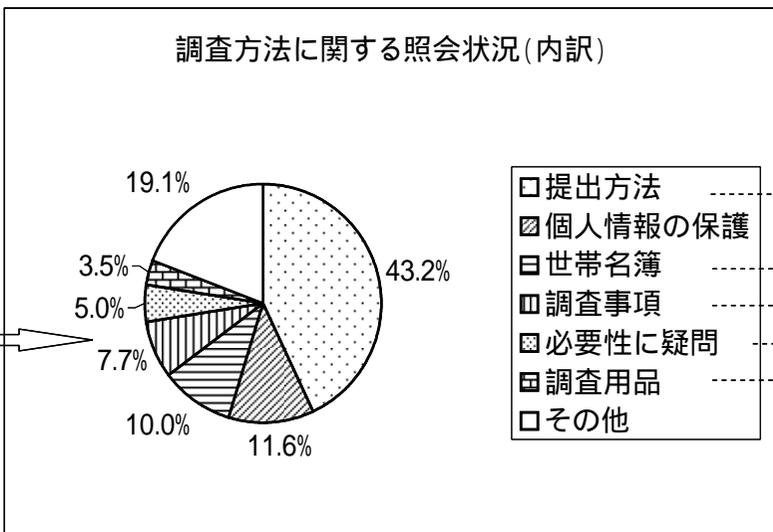
参考 2

- 9月13日から10月20日にメールで統計局に照会があったもの -



(主な内容)

- 回収方法 ----- 郵便ポストを介して調査票を回収するなど対応が不適切
- ▣ 回収日前回収 ----- 調査期日(10月1日)前に世帯を訪問し調査票を回収
- 応接態度 ----- 調査員の世帯訪問時の応接態度が悪いなど
- ▣ 信用できない ----- 調査員としての資質に欠けているなど信用できない
- ▣ 訪問時間 ----- 約束した訪問時間を守らないなど対応が不適切
- ▣ 未配布・未回収 ----- 調査票を配布(回収)しに来ないなど調査員事務が不履行
- ▣ 調査員証不提示 ----- 調査活動中にも拘らず調査員証を提示しないなど
- その他



(主な内容)

- 提出方法 ----- 郵送、インターネットによる回収など提出方法の改善を希望
- ▣ 個人情報の保護 ----- 個人情報の保護を徹底するなど守秘義務に対する指導強化
- ▣ 世帯名簿 ----- 世帯名簿の作成時に世帯人員等を確認する必要性など
- ▣ 調査事項 ----- 勤め先の名称など調査事項の必要性
- ▣ 必要性に疑問 ----- 住民基本台帳などで代替できるので必要性に疑問を感じる
- ▣ 調査用品 ----- 調査書類整理用封筒が配布されなかったなど
- その他

国勢調査員の男女別、選考方法別などの選考状況

参考3

調査年	男女別		年齢階級別						
	男	女	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
昭和50年	71.9	25.5	-	11.5	20.3	25.5	20.0	-	-
55年	67.8	31.8	-	9.4	20.5	23.5	21.0	14.3	3.3
60年	62.9	37.1	0.2	6.2	21.3	25.2	24.8	17.6	4.6
平成2年	58.8	41.2	0.2	4.7	16.1	26.4	24.0	23.1	5.5
7年	55.6	44.4	0.1	5.4	12.6	24.4	23.4	25.8	8.3
12年	53.0	47.0	0.1	5.0	11.0	19.4	25.2	27.9	11.5

調査年	国勢調査経験別		選考方法別			
	経験あり	経験なし	公募	登録(経常)調査員	自治会等の推薦	その他
昭和50年	3.4	96.6	2.8	5.6	52.2	31.7
55年	9.2	90.8	3.6	7.2	55.8	30.5
60年	44.7	55.3	4.8	8.6	57.6	29.1
平成2年	43.5	56.5	5.2	8.4	59.4	27.0
7年	44.2	55.8	6.3	8.7	57.3	27.6
12年	35.4	64.6	8.1	8.8	57.7	25.3

(単位：%)

平成17年国勢調査の実施状況の把握について

- 地方公共団体及び調査員からのヒアリング結果 -

本結果は、平成17年国勢調査実施後に一部の都道府県・市へ訪問し、意見聴取したものを整理したものである。
なお、全国的な実施状況については、本年3月に全都道府県から報告を受けることとしている。

1 調査実施の環境について

地方公共団体からの意見聴取

(オートロックマンションなどでの調査状況)

- ・ オートロックマンションをはじめ、集合住宅では一人暮らしや不在世帯が多く、対面困難な状況が当初予想を大きく上回った。特に都心部に居住するマンション居住者は、利便性と匿名性を求める傾向が強く調査困難を極めた。
- ・ オートロックマンションでは、管理人が協力的なところはよいが、中には調査員をシャットアウトという所もあった。
- ・ オートロックマンションにおける調査については、出来る限り、市で管理人及びマンション管理組合長を調べ上げ、調査員に対し、担当地区内のオートロックマンション及びその管理人等を明記した文書を配布した。
- ・ 防犯の観点から、オートロックマンションやガードマン付きのマンション、認証システムを使用したマンションなどが増えており、世帯リーフレットさえ郵便受けに入れられないという事例が多くあった。そのような場合、熱心な調査員ほど玄関先で待つなどしているので、怪しまれるということがあった。

(世帯の個人情報保護意識が調査に影響を及ぼした状況)

- ・ 携帯電話の普及と無用なメール広告、情報を悪用した犯罪の増加により、プライバシーに対する意識が急激に高まっている。
- ・ 封入提出の調査票が想定していた以上に多く、指導員及び市区町村の審査業務に深刻な影響が出た。
- ・ 個人情報保護法施行による影響で世帯のプライバシー意識が過剰な高まり、またかたり調査等の報道により、世帯の協力が得れにくい状況であった。
- ・ 世帯のプライバシー意識の高まりから、プライバシーに抵触する調査には一切協力したくないという事例があった。
- ・ 個人情報保護法と統計調査による個人情報の保護があまり広報されていなくて、世帯に浸透していなかった。

(世帯から受けた照会等の内容)

- 世帯から受けた調査方法に関する意見等としては
国勢調査への回答は義務か、
調査票は封入して提出できるにもかかわらず、なぜ調査員に世帯員数を答えなければならないのか(特に女性の一人暮らしの場合)
人口の把握は住民基本台帳で行えばよい、
調査項目がここまで必要なのか、
今の時代になぜ調査員方式なのか、
なぜ全封入提出方式の調査方法にしないのか、
個人情報保護に関するもの(「振り込め詐欺に遭うと困る」、「プライバシーは守られるということをどのように証明してくれるのか」など) など。

(その他実施状況に関すること)

- 世帯の生活習慣が多様化しており、調査員活動時間で面会できる世帯数が大幅に減っている。
- 近所付き合いが希薄のため、隣家のことを知らなかったり、管理人が居住者について十分把握していなかったりするなど、聞き取り調査を行うことさえ困難な状況が多かった。
- 封入提出の調査票は、調査員から提出された以後では、もはや記入漏れの確認が出来ない。封入提出の調査票の中には、全く記入されていないものもあった。
- 郵便受けを外したり、郵便受けに目張りをしたりするなど、頑なに調査に協力しない姿勢を示す世帯があった。
- 電気が点いていても出てきてくれない世帯が多くあった。
- 主義主張があって調査拒否している人もいるが、多くは面倒だから拒否している。こういう世帯には世帯リーフレットを配布することでかえって警戒心を煽ってしまい、逆効果になっている懸念。
- 入院者及びその家族との信頼関係を懸念して、入院者の情報提供に難色を示す病院があったが、調査の趣旨を説明したところ、理解が得られ、最終的には調査を行うことができた。

(今回調査で行った環境整備策等)

- ・ 調査対象者の公共の福祉に関する意識が非常に希薄となっており、調査環境が年々厳しくなっていることに鑑み、長期的に対策として義務教育で統計調査全般についての意識啓発を行ってほしい。
- ・ 住宅管理会社の中には、市町村職員が何度か依頼に行っても、居留守を使われ、責任者に会わせてもらえない事例があった。
- ・ 県実施本部長及び県宅地建物取引協会会長との連名でマンション等管理業者に聞き取り調査等に対する協力依頼を実施した。
- ・ 住宅管理会社の中には、居住者情報しか得られなかったところもある。
- ・ マンション関係会社への協力依頼は、末端組織まで伝わるためには、時間がかかるので、早めの対応が必要。
- ・ 大家及びマンション等共同住宅管理業者に対する情報提供の協力依頼についての法整備を検討してほしい。
- ・ 世帯は住民票のあるところで調査を受けるという認識があるので、ふだん住んでいるところで調査を行うことを広報すべき。
- ・ 大学の学生寮における調査については、大学へ直接協力依頼をした。特に調査困難と思われる留学生の調査に当たり、あらかじめ留学生の受け入れを所管する大学の担当課には念入りに協力依頼を行った。
- ・ 外国人の研修センターの施設があったので、この施設を所管する上部組織に協力依頼を行った。
- ・ 外国人世帯の調査に当たり、事前に国際交流課に通訳を依頼した。
- ・ 住所不定者の調査に当たっては、事前に関係団体に協力依頼を行い、実査においては警察官に同行してもらった。

調査員からの意見聴取

(世帯との面接状況)

- ・ 最初の1回ですべての世帯との面接は困難。最初の1回目の訪問で世帯と面接できる数としては、せいぜい10世帯程度。22時によく世帯と面接できることもあった。7回、8回と世帯訪問することにより、調査区内の大半の世帯と面接できた。しかし、最終的に一度も面接できない世帯もあった。
- ・ ワンルームマンションなど一人住まいの世帯では、曜日や時間帯を変えて訪問するなどの工夫をしても、世帯は朝早く出かけ、夜遅く帰ってくることが多く、面接はできない。
- ・ 近所付き合いが希薄なため、マンション内の居住者は、隣家が在宅している時間帯はもちろんのこと、男女別の世帯員の数さえ知らないことが多い。管理人がいないと、円滑な調査の実施は困難。
- ・ 電気メーターから判断し、実際には在宅しているにもかかわらず、調査員との接触を嫌い、居留守を使う世帯も多かった。
- ・ 面倒、忙しいとの理由で調査への協力が得られない世帯としては、学生などの一人暮らしの世帯が挙げられる。
- ・ 今回調査は調査票収集時期に土・日曜日が2回入っていたので、比較的世帯と面接できた。
- ・ 19か国語の調査書類があっても、調査員だけで調査を行うことは困難。
- ・ 調査区内で大学に通学する外国人がいたが、大学内で十分周知されているようで、調査は円滑であった。

(世帯の個人情報保護意識)

- ・ 調査員が世帯名簿の男女別人員を聴取することは困難。調査票に記入することを、調査員から質問することについて、世帯としては抵抗感がある。
- ・ 「世帯に封筒を配布したことで調査は円滑になった。世帯の安心感を植え付けることができた」という意見がある一方で、「封入用テープはいたずらに封入提出を助長しているくらいがあるので、封入用テープは不要」という調査員の意見もある。
- ・ 『調査書類整理用封筒』を用意したことについては、「よい」という意見が大勢。しかし、封入用テープの使い方がわかりにくいという世帯の意見や、封入用テープが剥がれやすく、糊やセロハンテープ等で補強する世帯が多く見受けられた。また、封入用テープは封筒自体に付けてほしいという世帯の意見もある。
- ・ 封入提出が基本であるという意見の世帯が多いものの、記入内容を確認してほしいという世帯からの要請もある。
- ・ 調査票収集時、封をしていない世帯について、封入提出の意思を確認したところ、調査票を封筒に入れなければならないものと勘違いしている世帯も多い。
- ・ 封入提出しない世帯であっても、調査票がなくならないように整理用として使用するなど、封筒のメリットはある。
- ・ 封入提出の調査票について、調査員が絶対に開封しないという保証がないという意見や、調査票詐取の報道から信用できないという意見から、調査に協力できないという事例があった。
- ・ プライバシー意識により調査への協力を得られない世帯は、新興住宅地域に多い。それ以外の地域においても、個人情報保護法の施行により、今まで個人情報保護を意識していなかった人もその意識が強まったように思えた。国勢調査と個人情報保護法との関係の説明をすれば、大半の世帯は理解してもらえるが、中には個人情報保護法を盾に調査に非協力的な世帯もあった。また、個人情報保護という言葉が一人歩きして、非協力の口実になっているのではないかという印象を持った。
- ・ 個人情報保護意識の高まりにより、今後ますます調査への協力が得られにくくなるので、国勢調査は必要であるという広報をもっと行っていくべき。若年者は国勢調査自体知らない。また、国勢調査と個人情報保護法との関係が、世帯に正確に伝わっていないので、この点についても広報を強化してほしい。
- ・ かなり調査に関する報道があったことが影響してか、調査員に調査票を提出したにも関わらず、「盗まれたのではないか？」と心配する世帯があった。

(アパート・マンションの調査の際に工夫した点)

- ・ いろいろ方法はあるのだが、基本は足繁く訪問することとした。自宅周辺の調査区であったため、再三訪問することが可能であった。
- ・ 世帯の心証をよくするため、共用廊下ですれ違った人には会釈や挨拶をして、国勢調査の調査票の配布・収集のことも話すようにした。
- ・ ワンルームマンションの調査区では、30分程度の時間を区切って訪問するようにしたところ、世帯と面接できた。
- ・ 調査票配布期間中になかなか面接できない世帯は、調査票収集時も面接できないことも想定されるため、例外的にその場で調査票を記入してもらい収集した。
- ・ 世帯と調査員の連絡手段である『連絡メモ』だけでは不十分なので、世帯と接触できない場合には、『連絡メモ』に10円を貼り、連絡を促した。
- ・ 調査票配布の際、調査票収集時に他の世帯への訪問で伺ったときは当該世帯にも訪問することがあることの了解を得た。
- ・ 事前の協力依頼の際に、オートロックマンション内の各住宅に訪問し続けることについて管理人の了解を得ておいた。
- ・ マンションであれば管理人や管理組合に協力依頼をしなければ円滑な調査を行うことができないように、調査員と世帯だけでは調査は成り立たない。誰かに協力を得ないと、調査ができない環境が多くなっている。自治会・町内会についても、役員を輪番制で決めているところは調査困難が見込まれる。地域に根ざした自治会や町内会でないと調査員の調査活動は苦慮する。
- ・ 調査対象となる世帯か否かを把握するため、マンションの管理会社及び管理人に対し統計法に基づき協力依頼を行ったものの、地域によっては管理人等が個人情報保護法を正確に理解しておらず、空き室・空き家の状況さえも聴取することができなかった。

(不在世帯に対して有効な調査方法)

- ・ 世帯との面接ができない場合の調査対象か否かの把握方法としては、以下のとおり。
 - ・ 表札から判断（表札の名前と実際に住んでいる者の名前が違う場合もある）。
 - ・ 近隣の者や自治会の役員等から聴取。
 - ・ マンションの管理人や不動産会社から聴取。
 - ・ 電気やガスメーターの回転数で判断。
 - ・ 住民基本台帳を確認。
- ・ 近所の人に不在世帯が在宅しているおおまかな時間を聞いた。
- ・ 不在対策としては、再三の訪問と『連絡メモ』の活用しかない。
- ・ 『連絡メモ』に次回訪問日時や、都合の悪い日について世帯から連絡をしてもらうように直筆でメモしたところ、世帯と連絡が取れた。それでも世帯と接触できない場合には、『連絡メモ』に10円を貼り、連絡を促した。
- ・ 調査票の紛失・盗難防止のため、調査票の配布・収集は原則手渡しで行うこととしたが、最終的に面接ができない場合、当該世帯から調査票を置いておく場所・時間を連絡してもらい、当該世帯と調査員しか知り得ない状態をつくり、調査票を収集することとした。
- ・ 調査票配布の前に行う調査区確認の際、なるべく調査区内の世帯の人と会うようにしたり、担当調査区近くの駐在所にあらかじめ伝えるようにした。

2 調査事項について

地方公共団体からの意見聴取

- ・ 今回調査の調査事項は17項目で簡易調査であるが、部分拒否する世帯が増えていることから、調査事項の取捨の検討が必要。そうでないと、平成22年調査は部分拒否が更に増えると思われる。
- ・ 調査票第2面の調査事項について、全数調査で行う必要があるか。行政資料を活用できないか。また、「住宅の床面積の合計」は、世帯自身も把握していない事例が多いので、固定資産の台帳を活用した調査方法を検討すべき。他にも、所得税の申告書など、税務署で持っているデータを活用することができないか。それができないのなら、罰則を適用するしかない。

調査員からの意見聴取

- ・ 調査事項の必要性に疑問があり、調査への協力が得られないという事例としては、調査結果の利用が分からないという意見や、労働力調査の調査時期が近いこともあり、調査事項の類似の指摘に基づくものがある。特に、「氏名」、「出生の年月」及び「勤め先・業主などの名称」の必要性を問う意見や、「住宅の床面積の合計」が分からないという意見が多い。また、母子家庭などの場合、大人の男性が世帯内にいないことから、防犯面を心配して、なかなか調査に協力してもらえない。このような調査事項に対する照会については、身近な問題を織りまぜて説明すると、世帯の理解が得られる。
- ・ 調査事項の「氏名」はなくてもよいのではないか。「氏名」の必要性は理解できるが、「氏名」があることで個人が特定されるとい個人情報保護意識の風潮を軽視できない。
- ・ 「事業の内容」については、『調査票の記入のしかた』等でもっと分かりやすい説明で記述してほしい。「サービス業」や「事務員」という記述のものが多い。
- ・ 若年者（特に女性）は「本人の仕事の内容」欄の記入に抵抗があるようだ。
- ・ 調査事項の簡素化を図ってほしい。特に「勤め先・事業主の名称」、「事業の内容」及び「本人の仕事の内容」の必要性は理解できるが、世帯に記入してもらうには細かすぎる。

3 調査員に関して

地方公共団体からの意見聴取

(世帯から受けた照会等の内容)

- ・ 世帯からの照会等の中で調査員関係としては、
調査票が配布されない
調査票取集期日前に取集に来た
調査員が約束の日時に調査票の取集に来ない
我々の情報を見て報酬をもらっているのか
顔見知りの調査員に調査票を提出したくない
(自治会内の住民トラブルに巻き込まれ)なぜあの人を調査員にしたのか
など。

(調査員の確保の状況)

- ・ 町内会・自治会に調査員の選考を依頼しても、予定していた員数を確保できない。公募しても予定数を下回っている状況。
- ・ マンションの円滑な調査の実施のため、マンションの住民の中から調査員を選考・配置した。
- ・ 町内会・自治会からの調査員の選考は、年々難しくなる(次回調査では、調査員にはなりたくないとの声が多い。)
- ・ 国勢調査の場合、大量の指導員と調査員を確保しなければならないが、双方を確保することはもはや困難。
- ・ 国が想定しているレベルの調査員を確保するのが困難。これまでの国勢調査では、ベテラン調査員が過去の経験を基に円滑に調査を行ってきていたが、ベテラン調査も高齢化するわけで、今後の調査では対応しきれない。

(その他)

- ・ 世帯が居留守を使うので、調査員がマンションの共用玄関で待っていたところ、逆に怒られてしまった。
- ・ 調査員が封入提出された調査票を開封してしまった。
- ・ 調査員であることの証明としての調査員証が、調査票詐取の報道がなされたことにより、世帯に信用されない事例が散見された。
- ・ 調査員証は偽造しやすく、世帯からの信用を得られるものではないので、偽造しにくいものにしてほしい。
- ・ 外国人の多い地域においては、別途説明会を開催した。

調査員からの意見聴取

- ・ 調査員経験のない者の調査活動を聴取したところ、一度の世帯訪問で調査を諦めている者もあり、問題は調査員の側にもある。
- ・ 調査方法を的確に理解できないような者を調査員として選考すべきではない。
- ・ 調査員を初めて経験する者がきちんと説明できず、世帯とトラブルを起こすことが多い。世帯が調査に協力しないのは当然である。
- ・ 従来の「お願いします」だけの対応では世帯は納得しない。なぜ必要なのかということきちんと説明できるような者が調査員でないと、円滑な調査の実施は困難。つまり、調査事項の問題というより、調査員の質の問題。
- ・ 調査員の名前等を明示することにより、信頼感を植え付けることとした。
- ・ 世帯から「本当に調査員なのか」と疑われることがあったので、調査員証に写真があった方がよい。また、『調査員証』では目立たないので、ユニフォームを着用することとした方がよい。
- ・ 世帯の信頼を得やすくするよう調査員証は写真付きとしてほしい。
- ・ 調査員を初めて経験する者への指導徹底を図るため、調査員事務打合せ会における説明はもっと丁寧にしてほしい。調査員事務打合せ会は、初めて調査員を経験する者や高齢者など、出席者の属性に応じた説明を行うべき。何回でも出席できるようにした方がよい。また、調査員経験の豊富な者を指導員にして、調査員事務打合せ会終了後、指導員が中心となってフォローアップの説明会を行うようにした方がよい。
- ・ 「調査票配布の際に長々とした説明は行うべきではない。世帯にとっては、面倒なものであると勘違いされる。」という意見がある一方で、「世帯との信頼関係を築くことが大切で、丁寧に説明し誠意を尽くすと協力してもらえる。」という意見もある。
- ・ 『調査の手引』は、調査員を初めて経験する者には分かりづらいので、簡単に取りまとめたものも作るべきである。
- ・ 世帯との面接が困難な状況が多く、再三訪問する観点から、調査員の担当調査区は調査員の自宅周辺がよい。

4 次回調査に向けての意見等

地方公共団体からの意見聴取

- ・ 調査員による世帯との面接形式の調査の限界がある。市町村職員が調査に携われる調査方法を検討してほしい。
- ・ 世帯で調査票を封入提出するか否かについて判断させるとあいまいになるので、全世帯封入提出方式にするなど統一した方がよい。
- ・ 封入提出の調査票は、氏名・電話番号の記入漏れが多いので、調査票の記入不備があった場合、後日電話での照会ができない。
- ・ 郵送提出方式、全封入提出方式での調査の実施の意見が市町村・世帯から寄せられている。その一方で、封入提出の調査票は、調査員が記入不備のチェックが出来ないため、結果精度に与える影響が懸念されるという意見もある。
- ・ マンション居住者の調査に当たっては、一般世帯の調査方法とは別の手段を用意する必要があるのではないか。
- ・ 郵政公社を活用するなどの抜本的な検討が必要。
- ・ 今後は、調査票配布は調査員が行うとしても、収集は郵送とインターネットの併用などにしないと困難である。

調査員からの意見聴取

- ・ 国勢調査は認知度が高いことから、他の統計調査に比べ調査は円滑。しかし、認知度があるがゆえに、いったん国勢調査についてネガティブな報道があると、リアルタイムで世帯からの反響があり、円滑な調査活動に支障を来す。
- ・ 若年者は、国勢調査は面倒・煩わしいと言うので、自分の都合の良いときに申告できるインターネットを利用した調査方法は有効。
- ・ 個人名の記入されたはがきは自分に直接宛てて送付されるものであるので、当然よく読む。調査前に配布する世帯リーフレットは個人名がないので、世帯としては、チラシ同様に扱う。
- ・ 世帯に面接できないことを前提とした調査方法を検討すべき。
- ・ 戸建住宅はこれまでの調査方法でよいが、マンション居住世帯の調査方法については検討する必要がある。
- ・ 「調査票を配布するのは顔見知りの調査員とすべきであるが、調査票の提出は郵送など多様な方法を検討すべき。」という意見がある一方で、「郵送提出は世帯自身も忘れてしまう懸念があるので、再三訪問しても収集できない場合の措置とした方がよい。」という意見もある。
- ・ 省庁間の連携を強化し、行政記録を活用するなど、調査の効率化を図ってほしい。